

大学連携研究設備ネットワークにおける研究設備の相互利用加速事業の公募要領

平成29年3月9日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会

【目的・概要】

大学連携研究設備ネットワークにおける登録設備の相互利用を一層促進するため、以下の事業に係る提案を公募します。

事業A：登録設備の相互利用促進を目的とする技術講習会等の開催や相互利用を担う人材の育成

事業B：研究設備の相互利用（大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用の促進事業実施規約第2条第5号に規定する相互利用をいう。以下において同じ）促進のため緊要な受入体制等の強化

1. 公募対象

次に挙げる公募条件を全て満たすものを大学連携研究設備ネットワーク（以下「本事業」という。）における研究設備の相互利用加速事業の公募対象とします。

【公募条件】

- ①申込者が所属している機関が大学連携研究設備ネットワーク協議会の構成機関であること。申請1件あたりの申請限度額は、事業Aについては300千円とし、事業Bについては2,500千円とする。なお、申請件数の上限は特に定めない。
 - ②事業Aに係る申請の目的が、次のいずれかであること。
 - i) 本事業における広報活動の促進
 - ii) 本事業における登録設備の相互利用に必要な技術の習得・人材の育成
 - ③事業Bに係る申請の目的が、次のいずれかであること。
 - i) 登録設備を相互利用に十分供することができるよう、安定稼働させるための点検・調整等（点検・調整に付随する補修や消耗品の購入を含む。）
 - ii) 未登録の研究設備を相互利用に供するため必要となるコンポーネント（研究設備に付随して使用する付属品や消耗品等）の整備（コンポーネント整備後に本事業の予約・課金システムへ研究設備の登録を行うことが可能な研究設備に限る。）
- ④地域委員会において申請内容・申請額等が事前に審議・承認されており、かつ、そのことを地域委員会の議事録等で確認できること。

2. 応募方法

以下の必要書類を、3.に記載する期限内に提出先に提出して下さい。

なお、提出された資料については、採択結果に関わらず、原則返却しません。

【必要書類】

- ①別紙様式1による申請書

②地域委員会の議事録等（申請内容・申請額が審議・承認されたことが確認できるもの）
※公募条件①～④を満たしていないことが明らかな申請は受理できません。

3. 申請書類の提出期限等

提出期限：別途公募受付時に通知します。

提出方法：郵送及びE-mailによる

提出先：大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所
大学連携研究設備ネットワーク事務局（以下、NW事務局）

E-mail：eqnet-inq@ims.ac.jp

4. 採択案件の決定方法

別に定める審査基準に基づき、大学連携研究設備ネットワーク協議会又は作業部会において審査し決定します。

5. 契約締結

審査の結果、採択された案件については、契約書又は請書の取り交わしを行うものとします。

6. 経費の執行

経費執行にあたっては以下の点に留意して下さい。

- ① 採択案件の経費については、本機構分子科学研究所から各大学等へ支払うこととします。
- ② 採択されたもの以外への執行は認められません。
- ③ 本経費に運営費交付金など使途に制限のない経費を加えて、申請事業のために合算して、使用することができます。
- ④ 予算は各大学等の会計規則等に則って行われます。
- ⑤ 予算の繰越は認められません。
- ⑥ 本事業の登録設備の利用料を支出することはできません。

7. 採択案件の実績報告等

次のとおり実績の報告をお願いいたします。

①翌年度4月末日までに、別紙様式2により事業報告書を提出して下さい。

②上記①の提出方法等は次のとおりとします。

提出方法：郵送及びE-mailによる

提出先：NW事務局

E-mail：eqnet-inq@ims.ac.jp

8. その他

本事業に係る問い合わせ先は、下記のとおりです。

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所

大学連携研究設備ネットワーク事務局

住 所：愛知県岡崎市明大寺町字西郷中 3 8

電 話：0564-55-7490

E-mail：eqnet-inq@ims.ac.jp